2024年2月 VOL.41

小林勝哉
社会保険労務士事務所
事務所通信と最新情報

本号の内容

市ヶ谷障害年金相談室を開設しました

EUと新宿区

無期転換ルールと労働条件通知書改正の影響について

市ヶ谷障害年金相談室を開設しました

このたび、当事務所の中に市ヶ谷障害年金相談室を開設いたしました。
地域のみなさまが個人でドアをノックしても安心してご利用いただける相談室として、人生100年時代のライフプランをご一緒に創り上げていくお手伝いをさせていただきます。
これまで障害年金のプロフェッショナルチーム、一般社団法人 年金トータルサポート・コスモの一員としても年金等相談会を担当してまいりました。
これからより一層、地域のみなさまのお力になれることを願っております。
当相談室では、おいしい珈琲を淹れて、皆様のお越しをお待ちしております。
お気軽にご相談ください。
どうぞ、よろしくお願い致します。

EUと新宿区

当事務所の裏手に、EUの父である、リヒャルト・クーデンホフ＝カレルギーのお母さん、クーデンホーフ光子居住の地があります。
新宿地域から全国へ、そしてEUへ、世界へと、お一人お一人に思いを馳せていける社会保険労務士として頑張っていこうと心新たです！

無期転換ルールと労働条件通知書改正の影響について

定年制度に関する助言・提案の現場から

2024年4月から労働条件明示ルールが改正され、有期契約労働者に対する明示事項が追加になります。
最近では、60歳定年を経て有期労働契約を締結する定年後再雇用の社員だけでなく、60歳超で入社される有期労働契約の社員も増えています。
60歳超で入社をされた有期労働契約の社員は、第二種計画認定企業においても、無期転換ルールにより60代後半での無期転換も考えられます。
各企業においては、定年以降の無期転換ルールを踏まえた就業規則の見直しや、同一労働同一賃金ガイドラインに沿った労働条件の明示が求められる時代に入ったといえるでしょう。
社員が生涯現役で活躍していける活力ある組織をご一緒に構築してまいりましょう。

小林勝哉
社会保険労務士事務所

〒162-0837
東京都新宿区納戸町 33 東京左官会館３階
TEL ： 03-6228-1336
FAX ： 03-3269-2737